

年金受給権者 受取機関変更届

太枠内のみご記入願います

年金証書記号番号 859600

下記のとおり異動しますので申請します。

東京都職員共済組合理事長 殿

個人番号または基礎年金番号									
基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。									

提出日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

受給権者氏名	フリガナ	生年月日
	漢字	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

共済組合 発送日		共済組合 收受日	
-------------	--	-------------	--

● 変更後の振込機関

下欄に記載する変更後の受取機関が「公金受取口座」として登録済の場合は左欄に✓してください。 ※公金受取口座については裏面をご覧ください。

金融機関	金融機関名			支店名			預金種別	口座名義氏名(カタカナ記入)	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 ※受給権者氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。
								1. 普通 2. 当座	
	金融機関コード			支店コード			口座番号 (右づめ)		

ゆうちょ銀行	金融機関コード	9900		
	全銀システムによる振込サービスを利用する際の受取口座番号(「総合口座通帳」に限る)			
	預金種目	普通預金		
	店番		口座番号	
		8		

◎ 変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。

※ 預金通帳のコピー(金融機関名、支店名、口座名義人フリガナ、口座番号が記載された面)を添付される場合は、金融機関の証明は必要ありません。

ご 注 意

- ◎ 他実施機関から年金を受けている方は、別途他実施機関に受取機関の変更の届出を行ってください。
 - ◎ 受取機関の変更にはお時間がかかります(1カ月程度)。このため、変更後の受取機関への入金を確認できるまでの間は、念のため旧口座は解約しないようお願いします。
 - ◎ 個人番号を記入した場合は、次の(1)または(2)を添付してください。なお、郵送で提出される場合は下記書類のコピーを添付してください。
 - (1) マイナンバーカード
 - (2) 以下の2種類の書類(㊦と㊧1種類ずつ)
 - ㊦個人番号が確認できる書類: 個人番号が記載された住民票または通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
 - ㊧身元確認がきる書類: 運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード等
- ※身元確認ができる書類については、上記㊧以外にも添付可能な書類があります。ご不明な点等は共済組合等にお問い合わせください。

「公金受取口座」について(年金受取口座として公金受取口座を利用する場合)

- 公金受取口座登録制度とは
 - 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座とし、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。
 - 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。
- 年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点
 - 公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
 - 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
 - また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。